

令和5年度

第11回観音寺市農業委員会定例会

議 事 録

令和6年2月20日開会

観音寺市農業委員会

観音寺市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和6年2月20日（火） 午後1時30分～午後3時

2 開催場所 観音寺市役所4階 会議室

3 出席委員 15人

- 1番 合田 政光（会長）
- 2番 森川 敏博
- 3番 高橋 章
- 5番 富田 敏弘
- 6番 大西 恒利
- 8番 篠原 元良
- 9番 山岡 都男
- 11番 高橋 昌寿
- 12番 久保 省治
- 13番 藤岡 光夫
- 14番 小出 由弘
- 15番 石川 太郎
- 16番 大西 哲治郎
- 17番 田中 光雅
- 19番 齋藤 律男（副会長）

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について＜農業委員会許可＞
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について＜香川県知事許可＞
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について＜香川県知事許可＞
- 議案第5号 農地転用許可後の事業計画の変更について ＜香川県知事許可＞
- 議案第6号 非農地証明について ＜農業委員会許可＞
- 議案第7号 観音寺市農用地利用集積計画（案）について

5 農業委員会事務局等出席者

事務局長	森川 省三
事務局次長（農政管理係長）	片桐 崇之
事務局主任（農地係長）	石井 盟人
公益財団法人香川県農地機構 農地集積専門員	大喜多 幸治

6 会議の概要

(午後 1 時 30 分 開会)

事務局長 ただ今から令和 5 年度観音寺市農業委員会第 11 回定例会を開会いたします。本定例会は、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規程に基づき、現に在任する委員 19 人の過半である 15 人が出席されておりますので、成立していることをご報告いたします。それでは、合田会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長（会長） ただ今から、議案審議に入りたいと思いますが、その前に、観音寺市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項に基づき議事録署名委員を 2 名指名させていただきます。

署名委員さんは 5 番 富田 敏弘 委員、並びに 16 番 大西哲治郎 委員のご両名にお願いします。

それでは、これより議事に入ります。「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」議題といたします。それではこれより議事を始めます。

事務局より説明をお願いします。

農地係長 失礼いたします。

それでは、議案第 1 号について説明させていただきますので、議案書の 2 ページをご覧ください。

議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないので、許可する。

令和 6 年 2 月 20 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 9 件です。

議案書 3 ページをご覧ください。

1 番の申請地は県道沿いの狭小地であり、譲渡人には耕作不便なため、申請地の隣接地に居住する譲受人と相談。有償の所有権移転をすることで話が纏まったものです。

譲受人は、経営農地がありませんが、申請地の形状と居住地との位置関係を考えると譲受人が申請地を管理していくことは妥当であると考えます。

2 番の申請地は残存小作地であり、譲渡人の相続を機に双方が相談し、譲受人が所有権を取得することで話がまとまったものです。

3 番の譲渡人は労働力不足により農地の管理が難しかったことから、無償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

4 番の譲渡人は市外在住で、農地の管理に苦慮しておりました。そこで、譲受人と相談し有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人世帯の経営農地はありませんが、別世帯に祖父名義の農地約 15,000 m²があり、現在も申請地周辺営農を行っており、問題ないと判断するものです。

5 番の譲渡人は相続により農地を取得したものの市外在住のため農地を手放したいと考えており、申請地の近隣に居住する譲受人と相談しておりました。

譲受人は、相続手続きができていない別世帯の農地約 9,000 m²を含めて営農しております。申請地 2 筆のうち 1 筆は残存小作地の小作人であったこと、もう 1 筆も含めてこれまでも管理していたことから話がまとまったものです。

6 番の譲渡人は、相続により農地を取得したものの市外在住の非農家のため農地の管理に苦慮しておりました。そこで申請地周辺に居住している譲受人と相談し有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

譲受人は本件により経営規模の拡大を図るものです。

7番の申請地は残存小作地であり、双方が相談し譲受人が所有権を取得することで話がまとまったものです。

譲受人は別世帯の父親名義の農地約6,000㎡を含めて周辺で営農しており、問題ないと判断するものです。

8番の譲渡人は、高齢により経営縮小を検討しておりました。一方で、譲受人はハウスのある農地を探しており、相談の結果、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

9番の申請地は、国道沿いの狭小地で防草シートを使って草の管理を行っておりました。一方で、譲受人としては申請地が自身の農地と道路の間に所在していたため、利便性を考慮し所有権移転を打診し、有償の所有権移転をすることで話がまとまったものです。

議案第1号については以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。1、2番について、森川 敏博 委員 補足説明をお願いします。

森川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 3番について、大西 恒利 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 別に問題ありません。

議長（会長） 4、5番について、藤岡 光夫 委員 補足説明をお願いします。

藤岡委員 別に問題ありません。

議長（会長） 6、7番について、石川 豊 委員 補足説明をお願いします。

石川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 8番について、小出 由弘 委員 補足説明をお願いします。

小出委員 別に問題ありません。

議長（会長） 9番について、大西 哲治郎 委員 補足説明をお願いします。

大西委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 全員異議がないようですので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第2号について説明させていただきますので、議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可の取消願について、別紙記載の農地法第3条の規定による許可については、取消願の提出があり受理したので報告する。

令和5年2月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は1件です。

1番の申請は、令和5年8月21日付で第3条の許可がされましたが、その後に所有権移転の契約が解除となったことから申請者より許可の取消申請を受けたものです。

議案第2号の報告は以上であります。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第3号について説明させていただきますので、議案書の7ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、別紙記載の農地法第4条第1項の規定による許可申請については、同法第4条第3項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和6年2月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は2件です。

1 番の申請者は岩橋 修様です。

転用目的は共同住宅・排水用地です。

申請場所は、坂本町二丁目甲 89 番 1 外 2 筆で市役所から東約 100m に位置し、市道坂本余茂田天神線に接する都市計画用途地域第一種住居地域の第 3 種農地であり、転用面積は地目が田 671.86 m²です。

利用計画ですが、共同住宅 1 棟 2 階建 236.30 m²、駐輪場 1 棟 9.06 m²、ボンベ庫 1 棟 1.80 m²の合計 247.16 m²です。

転用に及んだ理由は、アパート経営を行い生活の糧にしようと考えて、所有農地から候補を考えてたところ、市役所に近く、近隣が宅地化した申請地で建設することが決まり転用申請に至りました。

2 番の申請者は宮城 勉 様です。

転用目的は非農家の自己住宅です。

申請場所は、豊浜町和田浜字宮ノ後 1533 番 1 で豊浜支所から南約 50m に位置し、市道庁舎西線に接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が畑 399 m²です。

利用計画ですが、住宅 1 棟平屋建て 117.59 m²で土地利用率は 29.47% です。

転用に至った理由ですが、市道の拡幅工事に自宅がかかり、代替地として隣接する農地を利用し、住宅を建て替える計画になったため転用申請に至りました。

議案第 3 号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思います。1 番については私から補足説明します。別に問題ありません。

議長（会長） 2 番について、田中 光雅 委員 補足説明をお願いします。

田中委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 3 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第 4 号について説明させていただきますので、議案書の 9 ページをご覧ください。

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

別紙記載の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、同法第 4 条第 3 項の規定に基づき、許可の意見書を付して知事に進達する。令和 6 年 2 月 20 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 9 件です。

1 番の申請者は大路 美由紀様です。

転用目的は非農家の自己住宅で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、三本松町三丁目甲 2135 番 1 外 1 筆で観音寺小学校から南西約 1100m に位置し、市道三本松 2 号線に接する都市計画用途地域準工業地域の第 3 種農地であり、転用面積は登記地目が田、現況地目が宅地 283 m²です。併せ地は宅地 163.39 m²、合計で 446.39 m²です。

利用計画ですが、住宅 1 棟平屋建 102.93 m²で土地利用率は 23.06% です。

転用に至った理由ですが、現在、アパートに子どもと住んでいますが、子どもの成長に伴い、中古物件を探していたところ、申請地を見つけました。また、無断転用の状況ですが、譲渡人が父から相続したところ、一部転用せず宅地として利用していた部分がありました。今回、売買するにあたり、転用できていなかった部分も引き続き利用することとなりましたので、今後はこのようなことのないよう始末書を付しての転用申請です。

2 番の申請者は（福祉）高室福祉会 理事長 森川 光典様で、観音寺市高屋町に主たる事務所を置き S54 設立、資本金 2 億 2530 万円で、保育所の運営を営む法人です。

転用目的は敷地拡張で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、高屋町字久保畠 28 番 1 で高屋小学校から南東約 1300mに位置し、市道岡東 3 号線に併せ地が接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 757 m²です。併せ地は宅地 5188.66 m²、合計で 5945.66 m²です。

転用に至ったのですが、理由現在駐車場が受入園児の送迎や職員の利用で満車状態である。今後も子育て支援を求められており、利用者の駐車場や保育園の行事の時の臨時駐車場の確保を考えていたところ、農地の管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり、転用申請に至りました。

3 番の申請者は安藤 傑様です。

転用目的は分家住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、高屋町字猪之尻 836 番 2 で高屋小学校から南東約 300mに位置し、市道室本流岡線に接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 155 m²です。併せ地は宅地 1.83 m²、合計で 156.83 m²です。

利用計画ですが、居宅 1 棟平屋建 115.10 m²で土地利用率は 73.39%です。

現在は、実家で祖父母、両親と妻、子ども 2 人の 8 人で生活していましたが、子どもの成長に伴い、新築を建てる計画をし、祖父の農地を利用し、新築を計画しています。

4 番の申請者は有限会社 山本ステンレス 代表取締役 山本 敬雄様で、観音寺市植田町に主たる事務所を置き昭和 52 年設立、資本金 500 万円で、ステンレスの加工を営む法人です。

転用目的は駐車場・廃材置場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、流岡町字五反地 1293 番 1 外 3 筆で常磐小学校から北西約 200mに位置し、県道黒淵本大線に接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 2229 m²です。併せ地は宅地 3837.4 m²、合計で 6066.4 m²です。

業務拡大に伴い、工場敷地が手狭になっており、敷地拡張を検討しておりました。今回、農地の管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり転用申請に至りました。隣接農地や地元土地改良の同意を得ており、許可相当と考えます。

5 番の申請者は有限会社バッドナイス 代表取締役 好川 和夫様で、観音寺市坂本町に主たる事務所を置き平成 14 年設立、資本金 300 万円で、美容業を営む法人です。

転用目的は店舗で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、柞田町字落井手乙 812 番 1 で柞田小学校から北西約 600mに位置し、県道観音寺佐野線に接する都市計画内非線引き地域の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 179 m²です。

利用計画ですが、店舗 1 棟平屋建 54.65 m²です。

現在は、仮店舗で営業しており、建物が老朽化してきていることもあり、自己所有の新店舗を検討しておりました。今回、譲渡人が遠方で住んでおり、相続したものの農地の管理に苦慮していたので、話がまとまり転用申請に至りました。

6 番の申請者は横内 秀雄様です。

転用目的は駐車場で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、本大町字江藤道東 827 番 2 で一ノ谷小学校から東約 1500mに位置し、県道観音寺池田線に併せ地が接する都市計画区域外の第 2 種農地であり、転用面積は地目が田 125 m²です。併せ地は宅地 443.74 m²、合計で 568.74 m²です。

転用に及んだ理由ですが、従業員駐車場が無く、来客用の駐車場の端に停めていたが、隣接地の農地が管理に苦慮しているので譲りたいと話があり、駐車場拡張を行う目的で転用に及びました。

7 番の申請者は株式会社 清水造園 代表取締役 清水秀洋様で、観音寺市大野原町萩原に主たる事務所を置き平成 28 年設立、資本金 300 万円で、造園工事の設計施工及び請負を営む法人です。

転用目的は敷地拡張で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、大野原町萩原字寺下 2421 番で旧萩原小学校から東約 400mに位置し、市道寺家寺

上線に併せ地が接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田 1092 m²です。

転用に至った理由ですが、事業の拡大に伴い、資材の保管を行う場所を探していたところ、農地としては形や場所が良くないため管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり転用申請に至りました。

8番の申請者は薦田 麻菜様です。

転用目的は分家住宅で、使用貸借権を設定しようとするものです。

申請場所は、豊浜町箕浦字西福井甲 1914 番 1 で豊浜小学校から南西約 2200mに位置し、県道丸井萩原豊浜線に接する都市計画区域外の第1種農地であり、転用面積は地目が田 202 m²です。

利用計画ですが、住宅 1 棟平屋建 96.88 m²で土地利用率は 47.96%です。

現在は、子ども 2 人と昔祖父が利用していた住宅を利用していますが、老朽化により新築を検討しておりました。今後は両親に子育ても手伝ってもらう予定のため、両親が住んでいる家に隣接した農地を選び転用申請に至りました。

9番の申請者は日本エネルギー総合システム株式会社 代表取締役 黒淵 誠二様で、香川県高松市林町に主たる事務所を置き平成 25 年設立、資本金 1 億円で、発電事業及び電力その他のエネルギーの供給に関する事業を営む法人です。

転用目的は太陽光発電設備で、有償の所有権移転をしようとするものです。

申請場所は、豊浜町箕浦字下堂の前甲 2317 番 1 で豊浜小学校から南西約 1600mに位置し、市道下堂前線に接する都市計画区域外の第2種農地であり、転用面積は地目が田 1135 m²です。

利用計画ですが、太陽電池モジュール 6 基 599.90 m²、電柱 1 本 0.08 m²の合計 599.98 m²です。

継続的に太陽光発電設備事業を行うことができる場所を探していたところ、高齢により管理に苦慮していた譲渡人と話がまとまり転用申請に至りました。地元土地改良の同意もあり、許可相当と考えます。

議案第4号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区の委員より補足説明をお願いしたいと思えます。1 番について、私から補足説明します。別に問題ありません。

議長（会長） 2 番、3 番について、森川 敏博 委員 補足説明をお願いします。

森川委員 別に問題ありません。

議長（会長） 4 番について、高橋 章 委員 補足説明をお願いします。

高橋委員 別に問題ありません。

議長（会長） 6 番について、高橋 啓二 委員 休みのため私から説明します。問題ないと聞いております。

議長（会長） 7 番について、齋藤 律男 委員 補足説明をお願いします。

齋藤委員 別に問題ありません。

議長（会長） 8 番、9 番について、大西 哲治郎 委員 補足説明をお願いします。

富田委員 別に問題ありません。

議長（会長） 地区委員さんより補足説明がありましたが、全体で何かご意見等ありませんか。
全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第5号「農地転用許可後の事業計画の変更について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 失礼いたします。それでは、議案第5号について説明させていただきますので、議案書の13ページをご覧ください。

議案第5号 別紙記載の農地転用許可後の事業計画の変更については、香川県農地関係事務処理要領の第3の1（3）①の各号に該当しないので、許可の意見書を付して知事に進達する。

令和6年2月20日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は3件です。議案書ページをご覧ください。

1～3件目は、(株)三協 の案件で、分譲住宅の工期を延長するものです。

1件目の申請場所は、出作町字川西 656 です。当初の転用期間は令和 4 年 12 月 19 日までの工期で、4 棟を分譲予定でしたが、現在 3 棟の分譲が完了している状況です。延長後は令和 6 年 12 月 19 日までの工期となる予定です。

2件目の申請場所は、柞田町字落井手乙 813 番 1 外 1 筆です。当初の転用期間は令和 5 年 7 月 31 日までの工期で、8 棟を分譲予定でしたが、現在は 7 棟の分譲が完了している状況です。延長後は令和 7 年 7 月 31 日までの工期となる予定です。

3件目の申請場所は、柞田町字大間乙 3226 番 3 外 10 筆です。当初の転用期間は令和 4 年 9 月 28 日までの工期で、15 棟を分譲予定でしたが、現在は 10 棟の分譲が完了している状況です。延長後は令和 6 年 9 月 28 日までの工期となる予定です。

議案第 5 号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 5 号「農地転用許可後の事業計画の変更について」は、意見書を付して知事に進達します。

次に、議案第 6 号「非農地証明願いについて」を議題といたします。今回、受付番号 1 番が 森川 敏博 委員の関係案件であり、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の案件にあたりますので、森川 敏博 委員は退席をお願いします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

農地係長 それでは議案第 6 号について説明させていただきますので、議案書の 16 ページをご覧ください。

議案第 6 号非農地証明願いについて、別紙記載の非農地証明については、観音寺市非農地証明に係る事務処理要領により、承認する。

令和 6 年 2 月 20 日農業委員会会長からの提出です。

申請件数は 1 件です。

1 番の申請は、観音寺市高屋町の 4 筆で高室小学校から北に約 950m に位置し、登記地目は畑または山林、面積が合計で 4,606 ㎡です。明細のうち 1 筆は、登記地目が山林ですが、課税上の現況地目が畑となっていたことから申請されております。

過去の航空写真により、少なくとも昭和 62 年には山林化していることが確認できることから、非農地の認定基準の「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20 年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」

に該当するものです。

議案第 6 号については以上であります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長（会長） 全体で何かご意見等ありませんか。

全委員 異議なし。

議長（会長） 特にないようですので、議案第 6 号「非農地証明願いについて」は、承認します。森川委員は入室してください。

次に、議案第 7 号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。

「所有権移転の議案番号 1」が私の関係案件にあたり、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の案件にあたりますので、議事進行を副会長に代わり、退席します。

議長（副会長） それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（農政管理係長） 失礼します。

議案第 7 号について説明いたします。議案書の 18 ページをご覧ください。

議案第 7 号 観音寺市農用地利用集積計画(案)について

別紙記載の、観音寺市農業経営基盤強化促進基本構想に基づく「観音寺市農用地利用集積計画

(案)」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条及び第 10 条の

規定により原案のとおり決定する。

令和6年2月20日 農業委員会 会長からの提出です。

次の19ページをご覧ください。

★農地機構を利用した農地売買の説明文

議案第7号別紙 農用地利用集積計画(所有権移転)(案)ですが、こちらは、農地機構を通した農地の売買を記載したものになり、令和6年2月29日 公告案となります。

12月の定例会にてお示ししました所有権移転の続きになりますが、その際の譲受人(ゆずりうけにん)である機構が今回譲渡人(ゆずりわたしにん)となり、最終の譲受人(ゆずりうけにん)へ所有権移転がなされる内容となっております。それぞれの地目、面積につきましてはお示ししている通りとなっております。

所有権移転のため、集積計画への掲載が必要であるため本議案に上程しております。

No.1の案件は、機構が譲り受けた畑(925㎡)を、八幡町の認定農業者の方(合田政光:畜産業)へと譲り受ける事となっております。

いずれの売買についても、2月に地元の農業委員さんと土地所有者、また、買受者との間で利用調整会を開催し、調整は終了しております。

次の20ページをご覧ください。

これは、2月5日までに提出された個人間による利用権設定の総括表で、令和6年2月29日 公告(案)になります。

それでは、今月の地区ごとの 設定面積の合計を報告させていただきます。

観音寺地区	1,687 ㎡	豊田地区	9,146 ㎡
高室地区	0 ㎡	栗井地区	8,685 ㎡
常磐地区	7,516 ㎡	一ノ谷地区	17,036 ㎡
柞田地区	10,416 ㎡	大野原地区	15,224 ㎡
木之郷地区	3,115 ㎡	豊浜地区	636 ㎡

です。合計、現況地目で田 88 筆、畑 3 筆、合計面積 73,461 ㎡において賃借権などの設定が提出されました。(継続 77 筆、新規 14 筆) 農地の貸付人、借受人等につきましては、²¹ ページから ⁴³ ページに記載しております。今月は 43 件の申出があり、賃貸借が 43 筆、使用貸借が 48 筆ありました。今回の貸借についてですが、37 ページの申請番号 110-340 から 110-351 で面積において内書きとなっております。これらの土地は令和5年7月の定例会で貸借を設定した土地の残りの部分に該当します。7月定例会においてお示した土地の部分についてはその時に契約が締結され、残りの部分の土地については今回の契約締結となりましたため、内書きとさせて頂いております。どちらも契約期間の満了日を同じにしておりますので、以後はこういったことは無いと思われまふ。それ以外については、特に疑義となる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略します。

次に 44 ページをご覧ください。

こちらは、農地中間管理権設定による農用地利用集積計画総括表になります。

これは、香川県農地機構を通じた申し出を集計したもので、令和6年2月29日 公告(案)になります。

それでは、今月の農地機構を通じた農地の貸借について、地区ごとの集積面積を報告させていただきます。

観音寺地区	2,979 ㎡	豊田地区	5,031
高室地区	0 ㎡	栗井地区	1,857
常磐地区	932 ㎡	一ノ谷地区	1,131
柞田地区	6,969 ㎡	大野原地区	21,186 ㎡
木之郷地区	0 ㎡	豊浜地区	15,429 ㎡

です。合計、現況地目で田 65 筆、畑 1 筆、合計面積 55,514 m²において賃借権などの 設定が提出されました。（継続 8 筆、新規 58 筆）

農地の貸付人、借受人等につきましては、45 ページから 56 ページに記載しております。今月は 25 件の申出があり、賃貸借が 39 筆、使用貸借が 27 筆ありました。

今回の貸借について、特に疑義となる案件はありませんでしたので、個々の説明は省略します。

貸付者から農地機構、機構から借受者へ同日付で転貸され、令和 6 年 3 月 1 日 付で設定される予定の貸借となります。

議案第 7 号の説明については、以上で終わります。ご審議よろしくお願いします。

議長（副会長） 事務局の説明が終わりましたが、議案第 7 号について何かご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

議長（副会長） 特にないようですので、議案第 7 号「観音寺市農用地利用集積計画（案）について」に対する意見は、「特になし」ということで決定させていただきます。

それでは、会長に入室していただき、議長の任を戻します。

議長（会長） 議長以上で全ての議案が終了しました。ご協力ありがとうございました。本日の議題以外に、何かございませんか。事務局の方から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

[連絡事項]

副会長 それでは、以上を持ちまして、令和 5 年度第 11 回農業委員会定例会を閉会いたします。ご審議お疲れ様でした。

<午後 15 時閉会>